

岩崎純一の個人交流会・勉強会

役員規程

第1章 総 則

(本規程に定める事項)

第1条 本規程は定款に基づき、被選任資格、この団体の業務執行及び活動、分科部局の主導、その他役員に関する事項を理事及び監事について定める。

第2章 理 事

(被選任資格)

第2条 理事は、定款第8条第1項及び会員規程を満たす者であって、かつ次の各号を満たす者でなければならない。

- (1) 定款第4条の目的に十分に賛同できる者
- (2) 新一般法人及び新公益法人に関する法令及び法務に長じ、この団体が新設法人に移行するにあたり遅滞なく業務を遂行することができる能力を有する者

第3章 監 事

(被選任資格)

第3条 監事は、定款第8条第1項及び会員規程を満たす者であって、かつ第2条の各号を満たす者でなければならない。

第4章 解任

(解任)

第4条 役員解任については、定款第31条に定める通りとする。

第5章 業務執行及び活動の主導

(業務執行及び活動の主導)

第5条 役員は、この団体の業務を執行し、活動を主導する。

(分科部局の主導)

第6条 役員は、定款第6条に定める分科部局を各々の代表・会長等として主導する。

(報酬、給与、謝礼等の受取)

第7条 役員は、第5条の業務の執行又は第6条の活動によってこの団体から報酬、給与、謝礼等を受け取ることができない。

2 ただし、理事会においてこの団体の一般社団法人への移行が議決された場合は、全ての業務及び活動を総有の資産により行うために新設する会費制度に応じて、第7条第1項の変更を総会において検討する。

第6章 役員責任

(役員責任)

第8条 本会と会員との間に交わされる契約は、本会の一般社団法人への移行が議決されない限り、民法667条以下に典型契約の一種として規定される民法上の組合としての任意組合又は権利能力なき社団としての本会の扱いの範囲を逸脱することはないものとする。従って、役員以外の会員は、本会に対し法律上の一般社団法人の社員と同等の責任を負うことはなく、役員のみが本会に対し有限責任又は無限責任を負う。

平成27年7月27日 臨時総会承認

平成27年7月30日 施行